4 簡易裁判所の通常民事訴訟事件における弁護士等の関与状況

事件数については2000年以降増加傾向にあったが、2011年以降減少傾向にある。それまでの事件数の増加は金銭を目的とする訴えのうち過払金等事件（貸金業者に対する過払金返還請求訴訟等）の影響を受けているとされる。弁護士等の関与状況については、当事者本人によるものの割合が多くを占めている。

資料2-2-1-10　民事第一審通常訴訟事件の弁護士等選任率の推移（簡易裁判所）

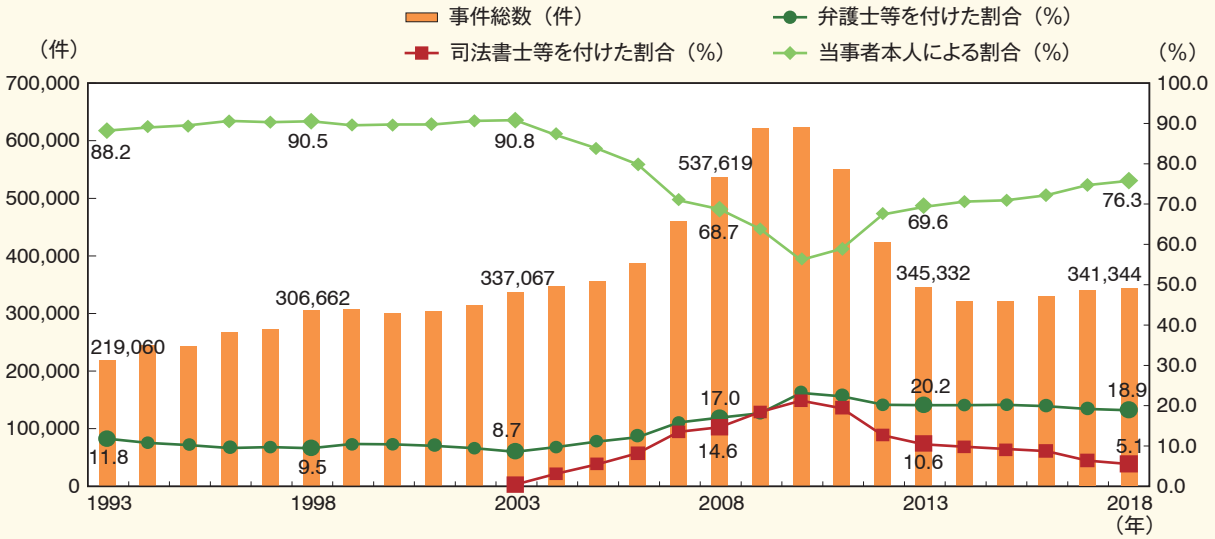

【注】グラフにおける「弁護士等を付けた割合」とは、双方又は一方に弁護士が、「司法書士等を付けた割合」とは、双方又は一方に司法書士が付いた割合である。

司法書士法の改正（2003年4月1日施行）により、一定の研修を修了し、法務大臣の認定を受けた司法書士に、簡易裁判所における訴訟代理権等が付与されることになった。2003年7月28日に、第1回認定考査に合格した2,989人の司法書士が法務大臣より認定され、業務を開始している。その後、2019年4月1日現在で、計1万7,002人の司法書士が認定を受けている。

次の表は、2018年の簡易裁判所の通常民事訴訟事件における弁護士及び司法書士の関与の状況である。

資料2-2-1-11　訴えの目的別弁護士等の関与状況（簡易裁判所・2018年）

（単位：件）

事件の種類	総数	弁護士又は司法書士を付けたもの								当事者本人によるもの
		双方				一方				
		双方弁護士	原告側弁護士・司法書士・被告側	原告側司法書士・被告側弁護士	双方司法書士	原告側弁護士	原告側司法書士	被告側弁護士	被告側司法書士	
金銭を目的とする訴え	332,686	19,516	164	699	40	22,926	8,930	18,582	4,627	257,202
うち過払金等以外	(190,521)	(16,478)	(102)	(125)	(18)	(10,708)	(545)	(11,142)	(2,463)	(148,940)
過払金等	(142,165)	(3,038)	(62)	(574)	(22)	(12,218)	(8,385)	(7,440)	(2,164)	(108,262)
建物を目的とする訴え	4,272	111	1	47	6	1,360	1,589	40	4	1,114
土地を目的とする訴え	1,791	76	9	42	24	378	982	32	3	245
その他の訴え	2,595	88	2	4	4	409	98	91	5	1,894
総数	341,344	19,791	176	792	74	25,073	11,599	18,745	4,639	260,455

【注】1. 本頁の数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもの。
2. 少額訴訟から通常移行したものを含む。
3. 司法書士関与事件は2003年からの統計数値である。
4. 2004年4月より簡易裁判所の事物管轄が90万円から140万円に引き上げられた。

以下は、簡易裁判所を第一審とする民事事件のうち、「金銭を目的とする訴え」について、「過払金等以外」と「過払金等」に分け、それぞれ弁護士等の選任状況をみたものである。

過払金等以外の事件は、司法書士と比べ弁護士の関与している割合が高いが、全体的に選任率は低調である（資料 2-2-1-12）。他方、過払金等事件は、2003 年の司法書士法の改正以降、司法書士の代理人選任率が増加し弁護士を上回っていたが、近年減少傾向にあり、その差もなくなりつつある（資料 2-2-1-13）。

資料2-2-1-12　民事第一審通常訴訟事件の金銭を目的とする訴えのうち過払金等以外事件の弁護士等選任状況（簡易裁判所）

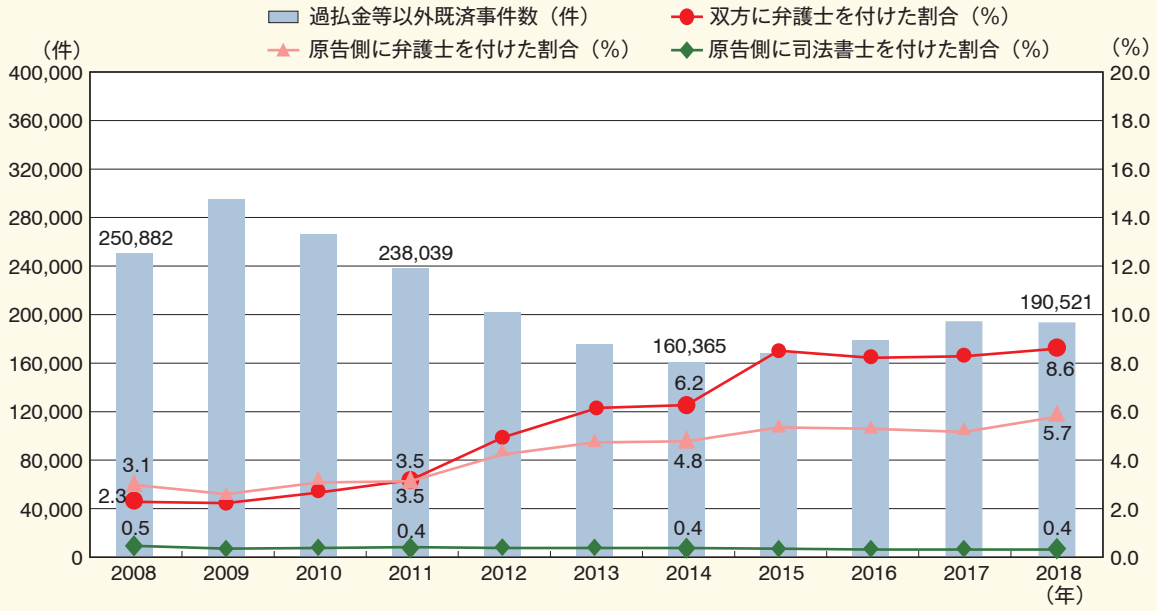

資料2-2-1-13　民事第一審通常訴訟事件の金銭を目的とする訴えのうち過払金等事件の弁護士等選任状況（簡易裁判所）

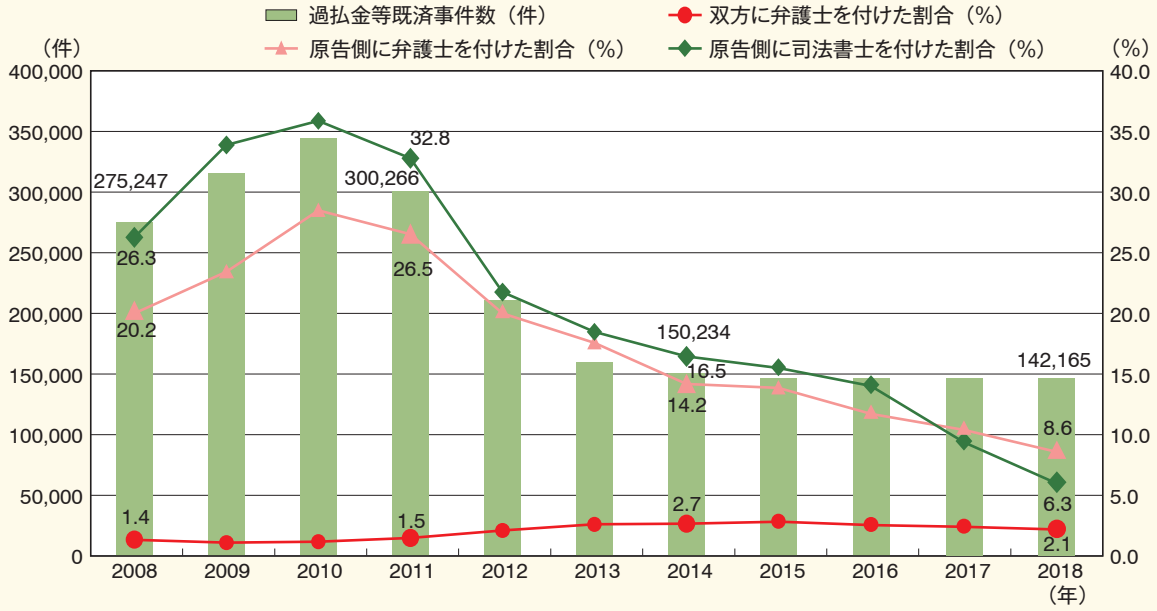

【注】1. 数値は、最高裁から提供を受けた資料をもとに日弁連が作成したもの。
2. 「原告側に弁護士を付けた割合」とは、原告側弁護士（被告側司法書士）と原告側のみ弁護士を付けたものを足して算出した割合である。
3. 「原告側に司法書士を付けた割合」とは、原告側司法書士（被告側弁護士）と原告側のみ司法書士を付けたものを足して算出した割合である。
4. 過払金等事件とは、「不当利得返還請求事件」、「過払金返還請求事件」等、不当利得返還請求を内容とする事件名が付された事件、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等をいう。